

香川県の米の生産振興に向け、令和4年産の主食用米の「生産の目標」を決定



●香川県における「生産の目標」

香川県農業再生協議会では、主食用米の生産量の確保に向けた目指すべき水準として、「生産の目標」を設定し、生産・販売の方向性など、生産者の皆さんに情報提供しながら、需要に応じた作付推進を図っております。

「生産の目標」は、全国的に米価が下落している中、全国の需給見通しを踏まえ、県産米の需要・販売動向や前年の作付実績などに基づき設定しました。

香川県の米生産は依然として正念場が続いている。この「生産の目標」の達成を目指して、生産者の皆さんには、安定的な作付と適切な栽培管理による収穫量（生産量）の確保をお願いします。

主要品種の生産の方向性

品種名	流通・販売状況と生産の方向性(JA香川県取扱より)
おいでまい	約86%が県内向けに家庭用精米として流通され、学校給食でも使用されています。ブランド化に向けた取組みを強化しながら「特A」評価が継続できるよう良食味を維持しつつ、品質の高位安定化に努め、香川県を代表するオリジナル米として、需要動向をみながら作付面積・生産量を増加させていきます。
コシヒカリ	約89%が県内向けに流通し、家庭用精米の定番となっています。県内を主体に需要はありますが、温暖化による品質の低下が著しいため、麦との二毛作を踏まえた水稻の中生品種や業務用途向けの主食用多収品種へ転換を図ることから、作付面積・生産量を減少させていきます。
ヒノヒカリ	約62%が関西圏など県外向けに流通し、年間を通じて食味が安定しており、主に業務用途での需要が多くなっています。複数年契約の取組みを進め販路を確保し、需要に応じた生産を進める必要があることから、作付面積・生産量を維持させていきます。
あきさかり	主に県外業務用途向けとして導入しましたが、新型コロナウィルス感染症の影響による中食・外食の需要減退のため、販路の確保が課題となり、約75%が県内向けに流通しています。複数年契約を含めた、業務用途への販路拡大に向けた取組みを強化し、需要動向をみながら作付面積・生産量を維持させていきます。

地域ごとの主食用米の生産の方向性(JA香川県各地区営農センター)

地区 営農C	主要品種・作付順 (下線はR3年産作付最多)	生産の方向性	
		作付面積	品種構成比率
大 川	コシヒカリ あきさかり ヒノヒカリ	コシヒカリ：減 あきさかり：維持 ヒノヒカリ：維持	コシヒカリに作付が偏っている（R3年産約73%）ため、主にあきさかりへの品種転換を行い、コシヒカリの構成比率が60%程度になるようにしていく。
中 央	ヒノヒカリ コシヒカリ あきさかり	ヒノヒカリ：維持 コシヒカリ：減 あきさかり：維持 おいでまい：増	コシヒカリの短期栽培の構成比率を減少し、あきさかり（約13%）、ヒノヒカリ（約47%）への転換を行うとともに、おいでまい（約6%）は増加させる。
小 豆	コシヒカリ ヒノヒカリ	コシヒカリ：維持 ヒノヒカリ：維持 あきさかり：維持	コシヒカリ（約62%）、ヒノヒカリ（約10%）、あきさかり（約2%）の構成で面積維持に努める。
綾 坂	コシヒカリ ヒノヒカリ おいでまい	コシヒカリ：維持 ヒノヒカリ：維持 おいでまい：維持 あきさかり：維持	主要4品種（コシヒカリ（約31%）、ヒノヒカリ（約25%）、おいでまい（約22%）、あきさかり（約18%）の構成比率は維持していく。
仲多度	おいでまい コシヒカリ ヒノヒカリ	おいでまい：維持 コシヒカリ：維持 ヒノヒカリ：維持 あきさかり：維持	おいでまい（約33%）は現状維持、ヒノヒカリ及び短期栽培のコシヒカリからあきさかり（約13%）への転換を行い、作型分散と作付面積の維持に努める。 コシヒカリ（約28%）・あきさかり（約13%）・おいでまい（約33%）を中心として取り組む。
三 豊	ヒノヒカリ コシヒカリ オオセト	ヒノヒカリ：維持 コシヒカリ：減 オオセト：増 あきさかり：維持	コシヒカリの構成比率を減少し、あきさかり（約4%）、ヒノヒカリ（約48%）への転換を行うとともに、オオセト（約5%）は増加させる。
豊 南	コシヒカリ あきさかり ヒノヒカリ	コシヒカリ：維持 あきさかり：維持 ヒノヒカリ：維持	あきさかり（約38%）、コシヒカリ（約43%）、ヒノヒカリ（約17%）の構成比率は維持していく。

令和4年産の主食用米の「生産の目標」

※（ ）の数値は生産の目標

	生産の目標			【参考】 令和3年産（10月現在）		【参考】 令和2年産（実績）	
	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)	向き	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)
県 全 体	11,300	56,048	◀	*(12,600)	(62,496)	*(13,000)	(64,480)
				11,300	56,600	11,600	57,500

注1)「生産の目標」の生産量換算値(トン)は、全て県の平年収量 496kg / 10a により算定

注2)県全体の数値は農林水産省統計公表値。

香川県水稻の生産振興方針

県農業再生協議会では、平成30年産の米政策見直し以降、主食用米の「生産の目標」を決定するとともに、県産米の生産状況、需要動向や販売戦略を踏まえ、今後の水稻生産、水田の有効活用による水田農業の振興に向けた方針を策定(H29.12.19)しており、この度の米の全国的な需給状況を受け、改訂いたしました。

- 水稻の作付面積と生産量の確保、一層の売れる米づくりの推進、国内外の需要に的確に対応した安定的な生産・供給、さらに水田の有効活用を図るため、以下の**3点**を重点的に取り組みます。
- 二毛作を基本とした水稻の作付面積と生産量の確保
- 「おいでまい」を核とした主食用米の戦略的な生産
- 主食用米から非主食用米に転換するなど、需要に応じた非主食用米の安定的な生産

追加配分に伴う 令和3年度 産地交付金の助成単価の見直し

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組みを支援するもので、国からの配分の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

令和3年度の産地交付金については、当初の1回目の配分額に加えて、今回、2回目の配分が行われました。2回目の配分により、上限単価を設けていた品目について見直しを行い、全て当初額から最高額の上限単価（赤字の金額）に改めます。

●具体的な用途

	主な内容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)	3年度の交付単価 (10a当たり)
多様な水稻の生産拡大	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米【飼料用米、米粉用米、WCS用稻】に取り組んだ面積に対して加算	14,000円 ←当初11,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用米の「多収品種」に取り組んだ面積に対して加算	20,000円 ←当初17,000円 (非担い手は12,000円)
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付した「新市場開拓用米(輸出用米等)」の面積に対して助成（※主食用米等とは別管理とし、実需者との契約が必要です。）	21,000円 ←当初20,000円
加工用米の作付面積に対して加算 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組むことが必要です。)		12,000円
麦・大豆の生産振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付した麦の面積に対して加算 (※畑地の場合は、産地交付金の対象から除外。)	4,000円 ←当初3,600円
	さらに法人格を有する場合は加算	+2,000円 ←当初+1,800円
	さらに「さぬきの夢2009」、「イチバンボシ」を作付した場合は加算	+1,000円
	「さぬきの夢2009」、「イチバンボシ」作付で品質・生産性向上メニューを実施した場合は加算	+1,500円
生産園芸作物等の振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)等が「二毛作」で作付した麦の面積に対して加算	15,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付した大豆の面積に対して加算	12,000円 ←当初10,500円
その他	地域協議会が選定した重点園芸品目(野菜)や地域特産物など、地域の主要品目の作付面積等に対して助成 ※詳細は、各地域協議会にご確認ください。	地域協議会毎に設定
	そば、なたねの「基幹作」の作付面積に対して助成 ※排水対策を実施することが必要です。	20,000円
その他	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「資源循環の耕畜連携」の取組面積に対して助成(※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布することが必要です。)	13,500円 ←当初11,500円

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

JA香川県からのお知らせ 令和3年産米価下落対策事業「水稻種子代・水稻苗代助成」

■事業概要 新型コロナウイルスの影響もあり米穀情勢が非常に厳しく、令和3年産米価が大幅に下落することとなりました。そこで、米価下落対策として水稻種子代・水稻苗代の一部を助成します。

■対象者 令和3年産米に係る水稻種子、水稻苗を当JAから購入された方
ただし、対象期間を令和3年1月～9月とし、現金購入された方、育苗受託事業者等は対象外とします。

■助成金額 種子もみ1kgあたり300円(税別)、水稻苗1枚あたり100円(税別)を助成します。

■提出書類・助成方法 提出していただく書類はありません。
助成金額を計算のうえ、令和4年3月末までに対象者の口座に入金します。

■問い合わせ部署 営農部 農産販売課(水稻種子)・農産施設課(水稻苗)

地域農業を守るために、まずは、親子間や家族で話し始めましょう!

基幹的農業従事者は、高齢化等により、この5年間で3/4に減少しています。

地域農業を守るためにには、既存の担い手に加え、新たな担い手の育成を、地域ぐるみで取り組む必要がありますが、それよりも先に行われるべき、各農家内における農業についての話し合いが十分に行われず、親子間等での事業承継が進まないまま、やむなく離農する経営体が多くなっています。

そこで、これまでの経営で培った経営資源が次世代に活かされるよう、親子間等での事業承継や他の経営体への経営資源の譲渡などについて、各農家で早めに検討を始めることが重要です。

農家の話し合いでは、将来、①継続するのか、②親子間等で事業承継するのか、③規模縮小し、担い手等に農地を預けるのか、④離農するのか等を十分検討します。

その際、現状の経営資源（人、モノ、金、情報、顧客）を整理・把握し、それを活かすためには、どうすればいいのか等を話し合いましょう。



現 状

地域ぐるみの農村の維持

農業者

専業農家
農業従事者



兼業農家
農業従事者



地域が抱える問題

農村を守る人手→不足

遊休地化

空き家

話 合 い

親子間や他の農業経営者との合意形成

経営継続

親子間の事業承継

経営縮小と事業譲渡

離農

親子間の話し合いのポイント

経営資源を整理・把握し、それを活かした効率的で安定した農業経営を目指します。経営継続や将来の事業継承（親元就農や定年帰農など）について検討し、将来計画を作成します。

- 人 栽培技術、雇用、取引先、地域の人間関係等
- モノ 農地、農業機械・施設、経営モデル
- 金 収支や儲け（決算書等の整理）
- 情報 経営理念、経営のやり方、誇り等
- 顧客 顧客等販売先、信用力、ブランド力等

各農家（家族経営）と他の経営体との話し合いのポイント

経営規模が維持できない場合、経営縮小や離農を考えましょう。

自らの経営資源を、他の経営体へ譲渡することや新規就農者等への事業承継を検討しましょう。

これまでの経営で積み上げた経営資源を他の経営体に引き継ぐ手段として、雇用就農からののれん分けや、集落営農などへの事業承継があります。これらの取組みには、事前準備が必要です。

特に、農地については、農地機構を通じて担い手等に集約化が図られるよう事前の調整が必要です。

市町等から支援

担い手等への農地集積に向け、地域での話し合いを進めましょう！

各農家は、家族と話し合い、将来の営農方針を決めた後、地域内の話し合いに積極的に参加して、いかにして地域農業や農村を守るのか、各農家の役割について、話し合いましょう。

話し合いのポイント

地域農業や農村を守るために、①農業の担い手等が営農を継続する「自助」と、②地域ぐるみで人づくり・農地の有効活用・農村環境の保全を図る「共助」、③それらの取組みを市町等の関係機関が支援する「公助」の3つの取組みを相互に連携し、取り組むことが必要です。

それらに関わる取組みや人材の確保と定着に向けた話し合いを行いましょう。

農業従事者が減少する中、農村環境の保全は、地域住民も含めた共助活動として取り組む必要があります。さらに、地域農業を守る取組みは、これまでの担い手だけでなく、中・小規模の農業者、集落営農、農業支援グループなどの取組みに加え、半農半Xなど農業を副業的に取り組む多様な経営体等が、相互に連携して営農活動を行う必要があります。

将来、自らの地域での役割を考え、地域の将来ビジョンを考える

農家の話し合い

農家
農業者



経営継続

経営承継

規模縮小・離農

将来目指す農業経営を明らかにする

地域での話し合い



- 農道や水利管理、鳥獣害対策などの農村環境・住環境の保全活動
- 将来、耕作できなくなる農地の明確化と農地機構の活用
- 将来の地域農業を守る中心となる担い手づくり
- 担い手等が農作業しやすい環境づくり
- 基盤整備事業の取組み
- 集落営農や農業支援グループ、半農半Xなど多様な経営体等の取組みなど

多様な人材の確保

共助活動の推進

①地域貢献する住民との連携

農業の担い手に加え
地域住民も含めた農村
環境の保全活動の実施

担い手づくり

規模拡大や複合化により、継続可能な経営発展を目指す

- ②認定農業者
- ③認定新規就農者
- ④農業法人

多様な経営体等の育成

継続可能な経営を目指す

- ⑤中・小規模の農業者
- ⑥集落営農
- ⑦農業支援グループ

地域住民等や市町、JA等の関係機関と連携した地域ぐるみの新たな事業を目指す

- ⑧半農半X
- ⑨農業支援サービス事業体
- ⑩農村地域づくり事業体

農家以外の
住民等

地域住民等を
巻き込んだ
地域ぐるみの
新たな事業

人・農地
プランに反映

市町等から支援

●お問い合わせ先 人・農地プランの話し合い関係 お住いの各市町の農業主務課 もしくは
香川県農業経営課農地活用グループ 087（832）3408

これから始める水稻栽培

vol.8



20年以上使っていたコンバインが修理不能となりました。色々悩みましたが、購入しました。
つとむさん(56歳)

水稻の農作業を支える農業機械は、トラクターや田植え機、コンバインなどのほかに、刈払機などもあります。できるだけ長く、安全に使用するためには、点検・整備・清掃が重要です。【身から出た鎌にならないように(笑)】

8回目は、刈払機の使い方です(経験談も)。

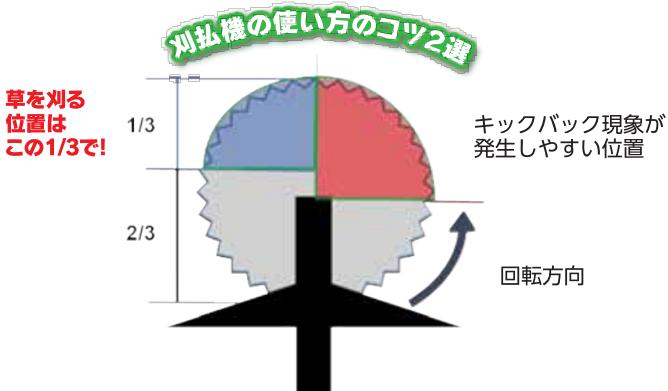
※農業機械作業中の負傷事故数が最も多いのは刈払機です。むき出しの刈刃を見るだけで、その危険性は十分に理解していただけます。



★ 刈払機を使う際は特に以下の点に気を付けましょう。

- 必ず取扱説明書を読みましょう。
- ヘルメット、保護メガネなどを必ず装着し、点検を行ってから作業をしましょう。
- 小石などを除去し、15m以内に人がいないか確認して作業をしましょう。
- 障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね(キックバック現象)に注意しましょう。

※万が一の「労働災害」に備えるための労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。詳細は、最寄りのJAにお問い合わせください。



- ① イラストのとおり、刈刃の左1/3で草を刈るようにし、刈刃を往復させて刈ろうとすると、キックバック現象が発生しやすく大変危険です。
- ② どうしても地際レスレで刈ろうとしますが、高刈で仕上げると、背丈が高い草が減り、草丈の低い草が残るようになります。この方法だと体への負担も草刈り回数も減らせます(実感しています)。

ご案内

～これから始める水稻栽培基礎講座を開催します～

今回、皆様の声を受け、実際に対面で水稻栽培の基礎を学ぶ研修会を開催することとしました。なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止・延期する場合がありますので、ご了承ください。

期　　日：令和4年1月30日(日) 午前10時～12時

場　　所：香川県農業試験場(綾川町北1534-1)

開催内容：①水稻栽培のキホンの「き」(座学) ②農業機械使用のキホンの「き」(見学等)

参加申込・問い合わせ先：令和4年1月21日(金)までに香川県農業経営課扱い手・集落営農グループ(電話087-832-3406)にお申し込みください。

グループで農作業の請け負いをしませんか!



地域農業に関心のある仲間を集めて、地域のニーズにあわせて受託作業(耕起・田植え・稻刈り・農地の維持管理作業など)をしませんか。

農業機械の補助事業などもありますのでお気軽にお問い合わせください。

香川県農業経営課
扱い手・集落営農グループ(茂木・山田)
☎087-832-3406

問合せ先



新しい組織が設立されています!

三豊アグリサービス(R3.10設立)

草刈りによる保全管理や稲の選別作業の受託を行う予定です。

しらやま農業支援組合(R3.11設立)

水稻の作業受託等を行う予定です。

内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 総合対策部 総合対策課	TEL : 087-825-2503
香川県農業協同組合 営農部 農産販売課	TEL : 087-818-4109
香川県 農政水産部 農業生産流通課	TEL : 087-832-3418
香川県農業再生協議会ホームページ	https://www.saiseikyo-kagawa.jp/